2012年度庶務報告

本年度入会者	（入会月）
菊池孝一	8月
芹川　臣	10月
有馬淳一	12月
木村公治	12月

卒業者	（入会年度）
今　直樹	平成11年
田中儀昌	平成13年
鳴海優樹	平成14年
白戸裕丈	平成15年
須藤大樹	平成18年
工藤貴宏	平成18年
成田和美	平成21年
荒関真紀	平成22年
嶋谷留美	平成23年

2012年度ＬＯＭ内褒賞

☆最優秀ＪＣ賞	今　一憲 君
☆優秀ＪＣ賞	坂本　興平 君
☆理事長賞	小嶋　英嗣 君、平川　新介 君、佐藤　昭義 君
☆優秀委員会賞	総務情報委員会
☆優秀新人賞	佐々木篤史 君
☆皆勤賞	荒関　真紀 君
☆ＪＣ功労賞	今　直樹 君、鳴海　優樹 君、須藤　大樹 君
	白戸　裕丈 君、工藤　貴宏 君、田中　儀昌 君
	成田　和美 君、荒関　真紀 君、嶋谷　留美 君

事務局備品目録

1.	事務用机	5個	
2.	事務用椅子	4個	
3.	スチール書庫	2個	
4.	スチール引き出し	4個	
5.	キャビネット	2個	
6.	ホワイトボード	3個	
7.	JCゴング	2個	
8.	JC名札入れ	1個	
9.	JC旗	1旗	
10.	応接椅子	6脚	
11.	書類ケース	9個	
12.	JC腕章	13枚	
13.	ボイスレコーダー	2台	
14.	食器棚	1個	
15.	冷蔵庫	1台	
16.	コート掛け	1台	
17.	時計	3個	
18.	鉛筆削り	1個	
19.	電子計算機	2台	
20.	印鑑	1式	
21.	ポット	1個	
22.	救急箱	1個	
23.	電話機	1台	
24.	パソコン	2台	
25.	DVDプレイヤー	1台	
26.	テーブルワゴン	1台	
27.	会員名簿掲示板	1式	
28.	アタッシュケース	1個	
29.	プロジェクター	1台	
30.	スクリーン	1台	
31.	電子レンジ	1台	
32.	裁断機	1台	
33.	コーヒーメーカー	1台	
34.	プリンター	2台	
35.	スキャナー	1台	
36.	クーラーボックス	2個	
37.	傘	30本	
38.	ハロゲンヒーター	1台	
39.	金庫	1台	
40.	CDプレーヤー	1台	
41.	プレジデンシャルリース	1式	
42.	JCI演台看板	1台	
43.	トランシーバー	6組	
44.	スチームアイロン	1個	
45.	ランタン	1個	

新入会員のために（新入会員の心得）

⑴　会員の心得

1．充実したＪＣライフをおくる為に、ＪＣをよく理解しなければならない。
2．常に自分の考えをわかり易く表現することができなければならない。
3．常に若さと活気に溢れ、笑顔を忘れてはならない。
4．会員としての責任感を持ち、積極的に参加しなければならない。
5．進んで難しい仕事に当たり、責任をもって完成させなければならない。
6．議事法ほか会議の進め方をマスターしなければならない。
7．完全な議事録を作成できなければならない。
8．会議の議長を務めることができなければならない。
9．与えられた時間で自分の意見をまとめ、発表できなければならない。

⑵　会員の心構え

1．常に高い目標を持ち、その目標に向かって努力しなければならない。
2．自分自身を知り、向上させなければならない。
3．目的に向かって計画的に自己を管理しなければならない。
4．特に自分自身の健康管理をしなければならない。
5．確固たる信念と強い意志のもとに、目標に向かって直ちに行動を開始すること。
6．一日一度は自分を見直すこと。
7．地域構成員の一人として、地域社会の活動に進んで参加しなければならない。
8．正しいＪＣ運動を地域社会に広めなければならない。

⑶　ＪＣ会員としてのマナー

一人ひとりの言動や行動が多くの会員あるいは組織の品位を傷つけることに繋がることから、会員としてのマナーを厳守しなければならない。

1．品格ある青年として行動する。
2．常に礼儀正しい服装をし、必ずバッジをつける。
3．常に他人に対し、不快の念を与える言動を慎む。
4．常に他人の話をよく聞く、その権利を尊重する。
5．諸通知の出欠は、すみやかに必ず返信を出す。なお、出欠の変更又は遅刻の場合は、必ず事前に事務局まで連絡する。
6．諸会合には定刻に出席し、時間の無駄使いをしない。
7．発言する時は、挙手をして上衣のボタンをかけ、所属及び氏名を明確に述べる。
8．諸会合では、私語・雑談を慎む。
9．先輩には敬意を示し、挨拶をすると同時に名刺を交換する。
10．会員同志の付合いには、相手の人格を損なわないように敬意を示し、笑顔で握手する。

公益社団法人 五所川原青年会議所定款

第１章　総　則

第１条（名称）

本会議所は、公益社団法人五所川原青年会議所（英文名 Junior Chamber International Goshogawara）と称する。

第２条（事務所）

本会議所は、主たる事務所を五所川原市に置く。

第３条（目的）

本会議所は、青年の英知と勇気と情熱を結集し、第５条各号の事業を行い、青少年の健全な育成や地域社会の健全な発展に貢献し、明るい豊かな社会の実現を図ることを目的とする。

第４条（運営の原則）

本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

２．本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

第５条（事業）

本会議所は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）青少年の健全な育成に関する事業

（２）地域社会の健全な発展に関する事業

（３）会員の指導力の開発を図る事業

（４）国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所及び国内外の青年会議所並びにその他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を図る事業

（５）　会員相互の親睦を図る事業

（６）　その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

第２章　会　員

第６条（種類）

本会議所の会員は、正会員、特別会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

２．正会員は、五所川原市及びその周辺に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認されたものとする。ただし、正会員が事業年度中に40歳に達した場合は、当該事業年度の終了する日（その日に役員である者にあっては、当該事業年度に関する通常総会の終結の時）までは、正会員の資格を有する。

３．特別会員は、40歳に達した事業年度の終了する日に正会員であった者で、会員資格規程で定める手続を経たものとする。

４．賛助会員は、本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成しようとする個人又は法人その他の団体で、理事会において入会を決定したものとする。

第７条（入会）

本会議所の正会員になろうとする者は、会員資格規程で定めるところにより、正会員２名以上の推薦を受けて入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

２．前項に定めるもののほか、入会に関する事項は、会員資格規程で定める。

第８条（入会金及び会費）

正会員は、本会議所の事業活動等において経常的に生じる費用に充てるため、会員資格規程で定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

２．特別会員及び賛助会員は、本会議所の事業活動等において経常的に生じる費用に充てるため、会員資格規程で定めるところにより、

会費を納入しなければならない。

第９条（会員資格の喪失）

会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

（１）退会したとき。
（２）後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
（３）死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
（４）団体が解散したとき。
（５）総正会員の同意があったとき。
（６）除名されたとき。

第10条（退会）

会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第11条（除名）

会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、当該会員に対し、総会の１週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

（１）会費を納入しないとき。
（２）通常総会及び例会に出席しないとき。
（３）本会議所の定款又は規程に違反したとき。
（４）本会議所の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
（５）その他除名すべき正当な事由があるとき。

第12条（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

会員が第９条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

２．本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第３章　役員等

第13条（役員の設置）

本会議所に次の役員を置く。

（１）理事１３人以上２５人以内
（２）監事２人

２．理事のうち、１人を理事長、２人以上５人以内を副理事長、１人を専務理事とする。
３．前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第91条第１項第２号の業務執行理事とする。
４．本会議所の理事は、正会員でなければならない。

第14条（役員の選任）

理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

２．理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
３．副理事長及び専務理事のほか、理事会の決議によって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第１項第２号の業務執行理事を理事の中から選定することができる。

第15条（役員の任期）

理事の任期は、選任された事業年度の翌事業年度に関する第29条第３項の通常総会の終結の時までとし、再任されることを妨げないものとする。

２．監事の任期は、選任された事業年度の翌々事業年度に関する第29条第３項の通常総会の終結の時までとし、再任されることを妨げないものとする。
３．補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４．理事又は監事は、第13条第１項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権

利義務を有する。

第16 条（役員の解任）

理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

第17条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2．理事長は、法令及びこの定款で定めることにより、本会議所を代表し、その業務を執行し、副理事長、専務理事その他の業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会議所の業務を分担執行する。

3．理事長及び副理事長、専務理事その他の業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第18条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2．監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。

第19条（理事会への報告義務）

監事は、理事が不当の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

第20条（理事会への出席義務等）

監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2．監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

3．前項の規定による請求があった日から5 日以内に、その請求があった日から2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

第21条（総会に対する報告義務）

監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

第22条（監事による理事の行為の差止め）

監事は、理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第23条（直前理事長）

本会議所に、直前理事長 1 人を置く。

2．直前理事長は、前理事長がこれに当たる。

3．直前理事長は、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行い、理事会その他の会議に出席し、意見を述べることができる。

4．第16条の規定は、直前理事長について準用する。

第24条（顧問）

本会議所に、顧問を置くことができる。

2．顧問は、正会員の中から理事長が推薦し、総会の決議によって選任する。

3．顧問は、本会議所の運営に当たって必要かつ適切な助言を行い、理事会その他の会議に

出席し、意見を述べることができる。
4．顧問の任期は、推薦した理事長の任期と同一とする。
5．第16条の規定は、顧問について準用する。

第25条（責任の免除）
本会議所は、役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第26条（役員等の報酬等）
理事、監事、直前理事長及び顧問は、無報酬とする。ただし、正会員の資格を有しない監事には、報酬を支給することができることとし、その額については、総会において別に定める。

第４章　総　会

第27条（構成）
総会は、すべての正会員をもって構成する。
2．前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

第28条（権限）
総会は、次の事項について決議する。
（１）会員の除名
（２）役員の選任又は解任
（３）正会員の資格を有しない監事の報酬の額
（４）基本財産等の運用及び基本財産の処分の承認
（５）事業計画書及び収支予算書の承認
（６）事業報告及び附属明細書の承認
（７）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
（８）財産目録の承認
（９）定款の変更
（10）次に掲げる規程の制定、変更及び廃止
① 運営規程
② 役員選任規程
③ 会員資格規程
④ 庶務規程
⑤ 基本財産等管理規程
⑥ 理事及び監事報酬規程
（11）解散及び残余財産の処分
（12）長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
（13）その他法令又はこの定款で定められた事項

第29条（種類及び開催）
本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。
2．通常総会は、毎年２月、９月及び12月に開催する。
3．毎年２月に開催される通常総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。
4．臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
（１）理事会において開催の決議がなされたとき。
（２）総正会員の５分の１以上の正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

第30条（招集）
総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2．理事長は、前条第４項第２号の規定による請求があったときは、その日から６週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
3．総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定められた事項

を記載した書面をもって、総会の日の１週間前までに正会員に通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、２週間前までに通知を発しなければならない。

第31条（議長）

総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

第32条（定足数）

総会は、総正会員の過半数の出席をもって成立する。

第33条（議決権）

総会における議決権は、正会員1 人につき1個とする。

第34条（決議）

総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

２．前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（１）会員の除名
（２）監事の解任
（３）基本財産の処分
（４）定款の変更
（５）解散
（６）その他法令で定められた事項

３．理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第13条第１項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第35 条（議決権の代理行使）

総会に出席できない正会員は、総会ごとに他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

２．前項の正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会議所に提出しなければならない。

３．第１項の規定により議決権を行使する正会員は、第32条及び前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

第36条（議事録）

総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２．議事録には、議長及び出席した正会員の中から指名された議事録署名人２名が署名押印しなければならない。

第５章　理事会

第37条（構成）

本会議所に理事会を置く。

２.理事会は、すべての理事をもって構成する。

第38条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

（１）本会議所の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）理事長及び副理事長、専務理事その他業務執行理事の選定及び解職

第39条（種類及び開催）

理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2 種とする。

２．定例理事会は、毎月１回開催する。

３．臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

（１）理事長が必要と認めたとき。
（２）次条第２項又は第３項に定めるとき。
（３）第20条第２項又は第３項に定めるとき。

第40条（招集）

理事会は、この定款に別に定める場合のほか、理事長が招集する。

2．理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3．前項の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、臨時理事会を招集することができる。

4．理事会を招集する者は、理事会の日の1 週間前までに、各理事、各監事、直前理事長及び各顧問に対し、通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

5．前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第41条（議長）

理事会の議長は、出席した理事の互選により選出する。

第42条（定足数）

理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

第43条（決議）

理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2．前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第44条（報告の省略）

理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2．前項の規定は、第17条第3項の規定による報告については、適用しない。

第45条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名押印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに署名押印する。

第46条（常任理事会）

理事会に提出する議案を協議し、又は理事会から委任された事項を審議するため、常任理事会を置くことができる。

2．常任理事会に関して必要な事項は、規程で定める。

第6章　例会及び委員会

第47条（例会）

本会議所は、原則として毎月1 回例会を開催する。

2．例会の運営に関し必要な事項は、運営規程で定める。

第48条（委員会）

本会議所に、その目的達成のために必要な事項を研究審議し、実施するために委員会を置く。

2．委員会に委員長1名及び委員若干名を置く。

3．委員長は、理事の中から理事長が理事会の承認を得て任命し、委員は、会員の中から理事長が理事会の承認を得て任命する。

第7章　資産及び会計

第49条（基本財産）

本会議所の目的である事業を行うために不可欠なものとして基本財産等管理規程で定める財産は、本会議所の基本財産とする。

2．前項の財産は、基本財産等管理規程で定めるところにより、本会議所の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

第50条（事業年度）

本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第51条（事業計画及び収支予算）

本会議所の事業計画書、収支予算書、資産調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2．前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第52条（事業報告及び決算）

本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告
（2）事業報告の附属明細書
（3）貸借対照表
（4）損益計算書（正味財産増減計算書）
（5）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
（6）財産目録

2．前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（1）監査報告
（2）理事及び監事の名簿
（3）理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
（4）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第53条（公益目的取得財産残額の算定）

理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第8章　定款の変更及び解散

第54条（定款の変更）

この定款は、総会の決議によって変更することができる。

第55条（解散）

本会議所は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第56 条（公益認定の取消し等に伴う贈与）

本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本会議所が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第57条（残余財産の帰属）

本会議所が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体

に贈与するものとする。

第９章　事務局

第58条（設置等）

本会議所の事務を処理するため、事務局を置く。

２．事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３．事務局長は、理事長が理事会の承認を得て理事の中から任命する。

４．事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章　公告の方法

第59条（公告の方法）

本会議所の公告は、電子公告により行う。

２．事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、青森県において発行する東奥日報に掲載する方法による。

第11章　雑　則

第60条（施行事項）

この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

１．この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２．本会議所の最初の理事長は、今直樹とする。

３．本会議所の最初の副理事長は、宮崎敬也、松野健、佐藤昭義、小嶋英嗣及び平川新介とする。

４．本会議所の最初の専務理事は、千葉友紀とする。

５．一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第50条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

顧　　問

五所川原商工会議所会頭　寺　田　春　一